

三社長第 889 号
令和 7 年 3 月 27 日

三島市指定第 1 号訪問事業事業所 管理者 様
三島市指定第 1 号通所事業事業所 管理者 様
地域包括支援センター センター長 様
居宅介護支援事業所 管理者 様

三島市長寿政策課長

三島市介護予防・日常生活支援総合事業における
サービスコード、各種要領等の改定について（通知）

貴職におかれましては、時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から当市の介護保険事業・高齢者福祉事業の推進につきまして格別なる御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。三島市介護予防・日常生活支援総合事業における、サービスコード、各種要領等の改定について下記のとおりお知らせします。

記

1 サービスコード表、単位数マスタについて

(1) 令和 7 年 4 月の変更点

- ・訪問型サービスおよび介護予防ケアマネジメントにおいて、「業務継続計画未策定減算」のサービスコードを追加。（経過措置終了により令和 7 年度より減算項目が追加。）
- ・訪問型サービスおよび通所型サービスにおいて、「介護職員等処遇改善加算」の「V(1)～V(14)」を削除。（令和 7 年度からは、「I～IV」のいずれかに移行することとなるため、「V(1)～V(14)」は使用不可。）

(2) サービスコード表

令和 7 年 4 月以降分のサービスコード表を掲載しております。ご確認ください。

(3) 単位数マスタ

令和 7 年 4 月以降分のマスタを三島市ホームページに掲載しております。

必要に応じダウンロードし、介護保険請求ソフト等へ取り込んでください。

※このマスタは国保連合会のシステム等との突合前データですが、事務円滑化のため、事前に参考としてお示しするものです。突合結果によっては今後修正する可能性がありますのでご了承ください。国保連合会からの修正が特になければそのまま使用する予定です。

三島市 HP URL <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn057020.html>

2 各種要領等の改定について

サービス呼称変更等に伴い、三島市総合事業の「第 1 号事業人員および運営等基準を定める要領」「第 1 号事業支給費の額等を定める要領」「サービスコード表」「請求の手引き」等を改定し、市 HP に掲載しましたのでご確認ください。

【主な変更点】

令和6年度の報酬改定から、国通知等において「訪問型サービス A (B)」は「訪問型サービス・活動 A (B)」と呼称されるようになったため、三島市の「訪問型サービス A (B)」においても令和7年度より「訪問型サービス・活動 A (B)」と呼称することとするもの。

※過去に発出済みの各種通知のうち取扱いを継続しているものについては、お手数ですが今後は「訪問型サービス A (B)」を「訪問型サービス・活動 A (B)」に読み替えてご理解ください。

※訪問（通所）型サービスのうち従前の介護予防訪問（通所）介護相当サービスについては、国通知等において「指定相当訪問（通所）型サービス」と呼称されるようになりましたが、三島市の「請求の手引き」等では引き続き「総合事業訪問（通所）介護」と呼称いたしますのでご承知おきください。

三島市長寿政策課

いきがい推進係

電話 055-983-2759

メール chouju@city.mishima.shizuoka.jp

課名およびメールアドレスを令和6年度より変更
しておりますのでご注意ください。

旧「地域包括ケア推進課」⇒新「長寿政策課」